

教保体第323号
令和5年5月19日

各市町村教育委員会学校保健主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部
保健体育課長
(公印省略)

学校におけるマスク着用の考え方について（通知）

日頃より、学校における感染症対策に御協力いただきありがとうございます。

マスクの着用については、県立学校教職員に対して、「マスクの着用は、原則として不要」としたところです。

児童生徒の情操や道徳心を培い、心身の健康を養う場である学校においては、児童生徒同士が表情豊かにコミュニケーションを図る機会を尊重するとともに、教職員が児童生徒の表情などから一人一人の様々な状況を読み取り、きめ細かな指導・支援をする必要があります。

つきましては、各県立学校に対し、別添写しのとおり通知しましたので、貴教育委員会においては、参考の上、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

担当：千葉県教育庁教育振興部保健体育課保健班
電話：043-223-4092



各県立学校長 様

教育振興部保健体育課長

学校におけるマスク着用の考え方について（通知）

マスクの着用については、教職員に対して、5月2日付け教総第181号他にて「マスクの着用は、原則として不要」としたところです。

児童生徒の情操や道徳心を培い、心身の健康を養う場である学校においては、児童生徒同士が表情豊かにコミュニケーションを図る機会を尊重するとともに、教職員が児童生徒の表情などから一人一人の様々な状況を読み取り、きめ細かな指導・支援をする必要があります。

つきましては、児童生徒のマスクの着用についても、下記のとおりとし、学校における教育活動の一層の推進を図ることとしましたので、改めて御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 平時におけるマスク着用について

学校生活全般にわたり、原則としてマスクの着用は不要とする。

なお、児童生徒にマスクを外したいという気持ちがありながらも周囲の雰囲気等により、自ら外す選択ができない状況が生じないように、教職員が率先してマスクを外して指導・支援を行ったり、教職員から児童生徒に対し、適宜着用の必要がない場面であることを伝えたりする取組を継続的に行うことも必要である。

ただし、マスク着用の有無に関し、個人の判断を尊重するとともに、基礎疾患等を有する場合など、様々な事情によりマスク着用を要する者への配慮は十分に行うものとする。また、着用の有無による差別や偏見等が起こらないように留意する。

2 咳エチケットの指導について

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、ティッシュ・ハンカチや、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえることである。マスクの着用が求められない中であっても、他者に飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等に対して適切に咳エチケットを行うよう指導する。

3 熱中症等の予防について

(1) 体育・保健体育の授業や運動部活動等の体育的な活動時には、マスクを外すように指導する。

(2) 熱中症事故の防止については、既に令和5年4月7日付け教保体第42号及び令和5年5月8日付け教保体第242号で通知したところであるが、暑さ指数（WBGT指数）に十分留意し、同数値が高い場合には、速やかに日陰を利用したり、水分を摂取したりするなどの熱中症予防行動をとり、特にマスクは外すように指導する。

4 参考（別添資料）

担当：教育振興部保健体育課保健班
電話：043-223-4092

<資料>

○生徒指導提要（令和4年12月）文部科学省

第3章 チーム学校による生徒指導体制

3. 3. 2 教育相談活動の全校的展開

(3) 課題予防的教育相談：課題早期発見対応

具体的には「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するよう努めます。

(略)

・態度、行動の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等）

第4章 いじめ

4. 3. 3 いじめの早期発見対応

(1) いじめに気付くための組織的な取組

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかについて思いを馳せる必要があります。そのためには、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。

第10章 不登校

10. 3. 3

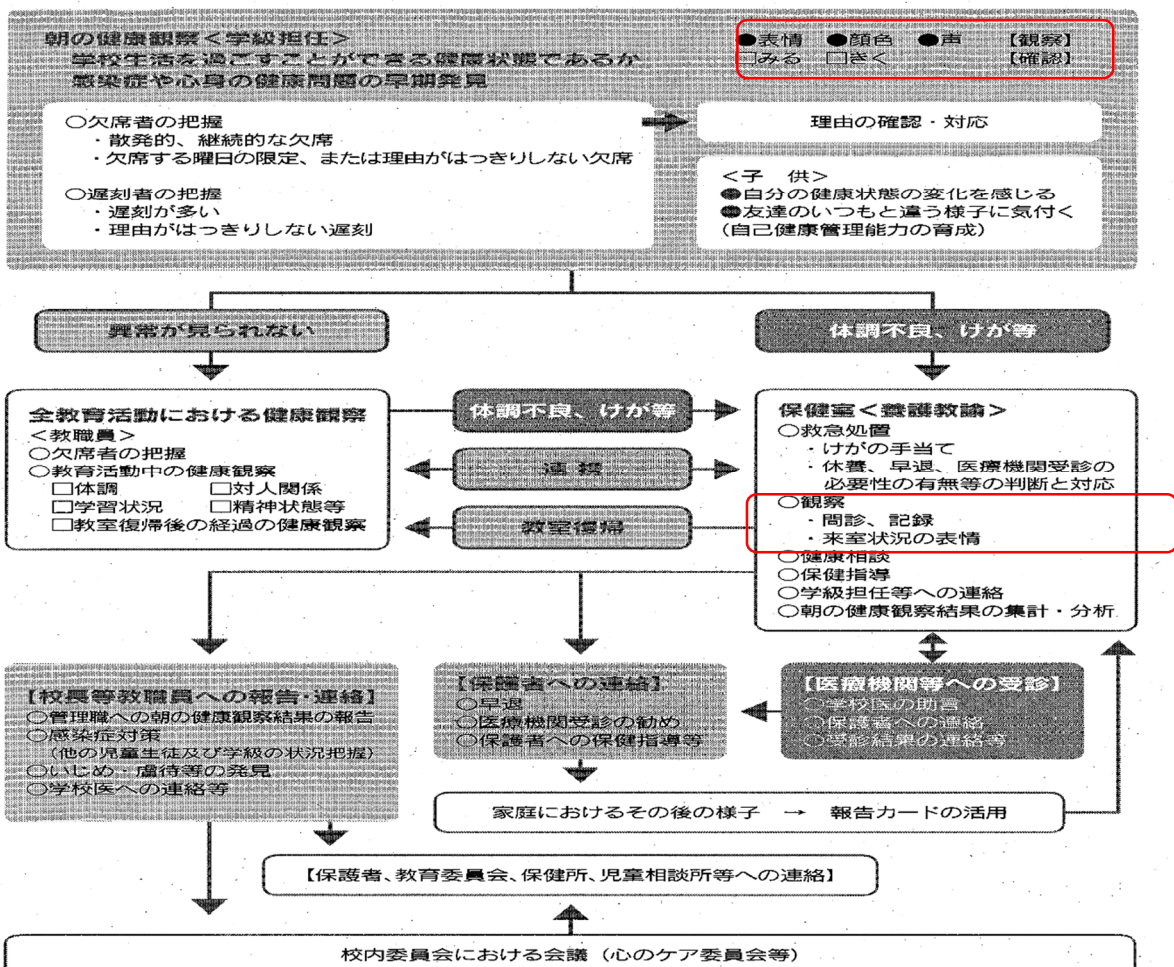
(1) 教職員の受診力の向上と情報共有

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことも可能になります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

○学校における子供の心のケア—サインを見逃さないために—（平成26年3月文部科学省）

1 教職員による健康観察

(3) 健康観察のフローチャート



(4) 健康観察の機会

学校における健康観察は、学級担任や養護教諭が中心となり、教職員同士の連携の下で実施すべきものであることから、全教職員が健康観察の重要性を理解し、共通認識のもとに実施することが重要です。また、子供たちは時間や場所、あるいは教科や行事によって、様々な表情や姿を見せます。そのため、できるだけ多くの機会をとらえて、子供の心身の状況を把握することが大切です。以下のことを参考にしながら、子供の心身の変化を見逃さないようにしましょう。

場面別の観察ポイント

場面1 登校時、下校時

- 登下校を渋る
- 遅刻や早退が増加する
- 挨拶に元気がない
- 友達と一緒に登下校したがる

場面2 朝や帰りの会

- 体調不良をよく訴える
- 朝夕の健康観察に変化がある
- 朝から眠いと訴える
- 表情や目つきがいつもと違う

場面3 授業場面

- 学習に取り組む意欲がない
- 学習用具の忘れ物が多い
- 教師の話が聞けない
- ぼんやりしている
- 友達と関わる場面でも参加しない

場面4 休み時間

- 友達と遊びたがる
- 一人で過ごすことを好む
- 外で遊ぶことを嫌がるようになる
- 保健室に行きたがる
- 他学年の子供とばかり遊ぶ

場面5 給食(昼食)時

- 食べる量が極端に減る
- 食べる量が極端に増える
- 食欲がないと訴える
- 友達との会話が減る

場面6 学校行事

- 参加を拒む
- 参加への不安を訴える
- 行事が近づくと体調不良になる
- 行事への欠席が多い

場面7 部活動

- 休みがちになる
- 練習等への意欲が乏しい
- 友達と関わろうとしない

場面8 その他

- 保健室への来室が増える
- 今までできていたことができなくなる
- 用事もないのに職員室に来る